

# 鹿児島県道路公社測量・建設コンサルタント等 業務委託発注見通しの公表要領

## (趣 旨)

第1条 この要領は、鹿児島県道路公社が発注する測量・建設コンサルタント等業務委託（以下「委託」という。）の発注見通しの公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、測量・建設コンサルタント等業務とは、「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱第2条」によるものとする。

## (公表の方法)

第2条 公表は発注見通し一覧表（別記第1号様式）により、鹿児島県道路公社ホームページの閲覧に供して行うものとする。

2 発注見通し一覧表は原則として委託執行単位ごとの記載とする。ただし、委託執行単位が未確定の場合は事業箇所単位とすることができる。

## (発注の見通しに関する事項の公表)

第3条 委託発注見通しは、原則として毎年度5月までに、当該年度に発注することが見込まれる委託（予定価格が四百万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する委託であって鹿児島県道路公社の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る、次の事項を公表することとする。

(1) 委託の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札の方法

(3) 入札を行う時期

2 委託発注見通しは、7月、10月、1月を目途に、公表した事項を見直し、変更が生じた場合には、変更後の当該事項を公表することとする。

## 附 則

この要領は、平成30年10月29日から実施する。

## 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

